

5. 職員の福祉及び利益の保護の状況

●福利厚生制度の概要

職員の福利厚生制度は、地方公務員法第43条に定められている共済制度を実施しており、実施主体は埼玉県市町村職員共済組合で、地方公務員等共済組合法に基づいて事業運営を行っています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他、当市における福利厚生制度として、人間ドックなどを受診した際の自己負担額を補助する職員健康管理事業を実施しているほか、職員の様々なニーズに応えられるよう、従来の福利厚生事業にとどまらず、職位や職域を超えた職員同士の繋がりを強める活動や地域社会の一員としての活動など様々な活動を活発に行うため、市から独立した組織として、「狭山市職員会」を組織し、福利厚生事業や社会貢献事業により、職位や職域を超えた職員同士の繋がりを深め、会員相互の絆を強め、会員同士が今以上に相互協力しあえる組織をめざし、会員相互の親睦を深める活動を支援・実施しています。

【職員定期健康診断等の受診状況】

区 分	受診者数
定期健康診断	648 人
人間ドック等	524 人

●福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、令和5年度は全会計で 1,123,922 千円の負担金を支出しました。

このほか、令和5年度は人間ドック等の職員健康管理事業助成金として 3,340 千円を支出しました。

●公務災害・通勤災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和4年度	令和5年度	増 減
3件 (公務 2件 通勤1件)	6件 (公務 6件 通勤0件)	3件増

●勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申立て等の状況

令和5年度、狭山市公平委員会への勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立て、職員の苦情の申出及び相談はありませんでした。